

新市庁舎整備事業について

新市庁舎整備については、平成 28 年第 1 回市会定例会において「市第 213 号議案 横浜市市庁舎移転新築工事請負契約の締結」が可決され、来年夏の工事着手に向け基本設計に着手しました。

基本設計では、発注仕様書の要求水準やDB（デザインビルド）事業者の技術提案に基づき、建物の配置や平面計画、外観デザイン、構造や設備計画などの基本的事項について、CM（コンストラクションマネジメント）事業者の支援を受けながらDB事業者と設計協議を行ってきました。

8 月末までに基本設計を整理しましたので、基本設計の概要（建物概要、動線計画及び建物配置計画、平面図、外構計画、立面図、環境技術、BCP計画、今後のスケジュール）について報告します。

今後は、基本設計に基づき工事に必要な詳細な設計を進めます。

- 資料 p 1 : 建物概要
- 資料 p 2 : 動線計画及び建物配置計画
- 資料 p 3～11 : 平面図
- 資料 p 12 : 外構計画
- 資料 p 13 : 立面図
- 資料 p 14 : 環境技術
- 資料 p 15 : B C P 計画
- 資料 p 16 : 今後のスケジュール

①計画地

横浜市中区本町6丁目50番地の10（北仲通南地区）

※「市の事務所の位置に関する条例」に基づき、別途規則で定める日から供用開始します。

②規模

敷地面積 13,486㎡
 延床面積 140,700㎡
 建物高さ 155m
 階数 地下2階/地上32階/塔屋2階
 ※執務室は31階まで、32階は電気室、機械室

③構造概要

構造種別 鉄骨造(コンクリート充填鋼管造)等
 構造方法 中間層免震構造+制振構造
 基礎 杭基礎(一部直接基礎)
 ※全杭位置で実施した地盤データを基本設計に反映

④屋上ヘリポート

場外離発着場 大型ヘリコプターに対応(ヘリポート床面24m×20m)

⑤駐車台数

約400台 内訳 1F:約10台、地下1F:約180台、地下2F:約210台

⑥昇降機設備

<エレベータ>

市民利用・商業 (地下2F~3F)×2台、(地下1F~3F)×1台、(地下2F~1F)×1台
 議会部分 (地下2F~8F)×2台、(3F~8F)×2台
 行政部分 (低層用:3F~11F~18F
 中層用:3F・11F・18F~25F
 高層用:3F・11F・18F・25F~31F) ×各8台 計 24台
 非常用等 (地下2F~32F)×4台
 (人荷・特定利用者用)

<エスカレータ>

市民利用・商業 地下2F~地下1F 1か所(2台)
 地下1F~ 1F 1か所(2台)
 1F~ 2F 2か所(4台)
 2F~ 3F 2か所(4台) 計 12台

⑦電気設備

受変電設備 22kV 3回線スポットネットワーク受電方式
 非常用発電設備 ガスタービン発電機4000kVA(2000KVA×2台)
 7日間運転可能な燃料タンク(軽油)
 太陽光発電設備 100kW 想定年間発電電力量 約10万kWh
 (一般家庭の約30世帯分)
 水素燃料電池設備 200kW 想定年間発電電力量 約120万kWh
 (一般家庭の約400世帯分)

⑧空調衛生設備

熱源設備 地域冷暖房より供給
 空調設備 高層部基準階 天井輻射空調+湿度調整型の空調機
 中・低層部 天井吹出空調方式
 アトリウム 床輻射方式+床吹出空調方式
 給水設備 受水槽+加圧給水方式、高架水槽
 下水再生水利用(トイレ洗浄水)
 ガス設備 中圧ガス引込



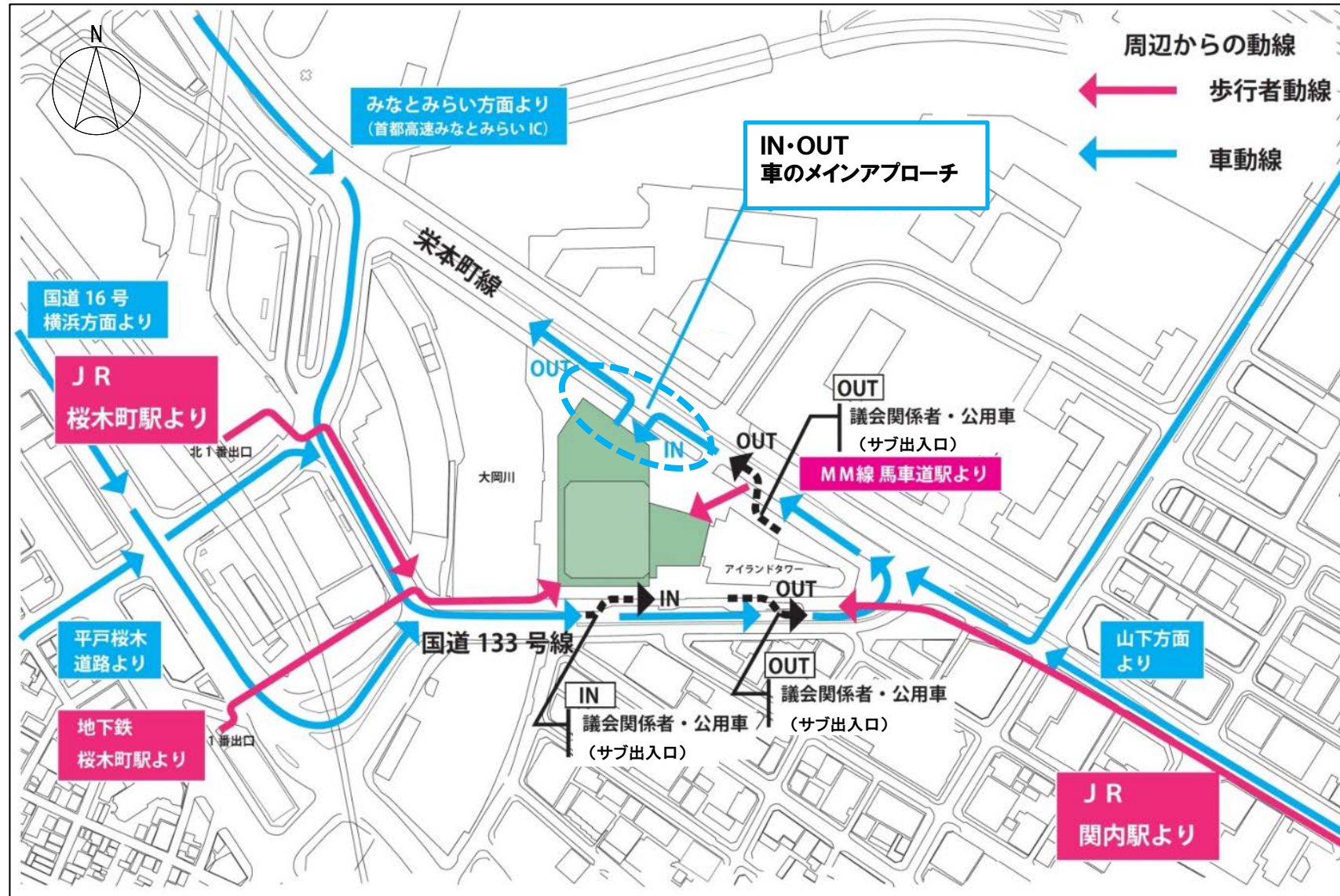
北仲橋方面からの外観



弁天橋方面からの外観

① 動線計画

公共交通機関からの歩行者および、各方面からの車動線に合わせて出入口を設置

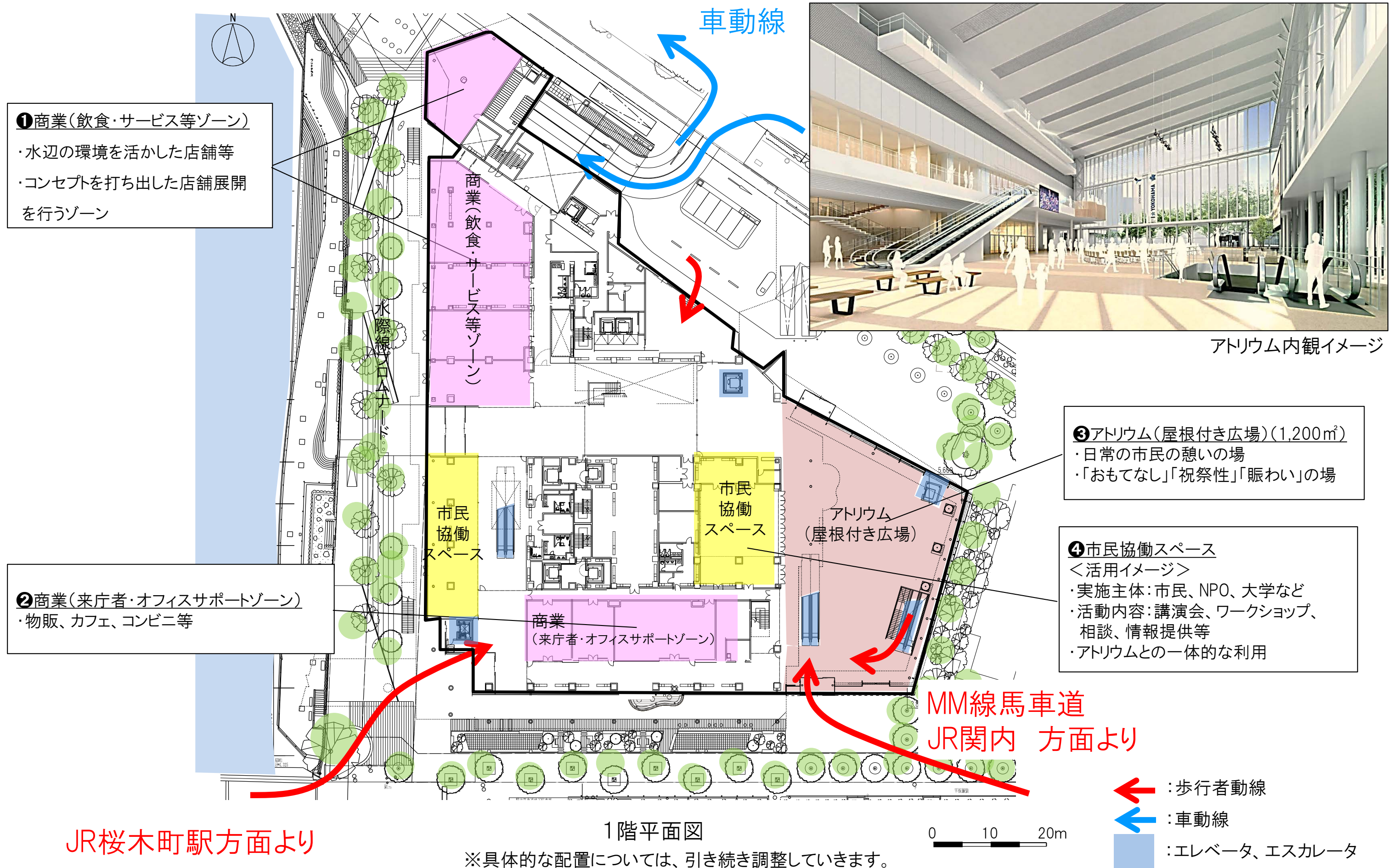


② 建物配置計画

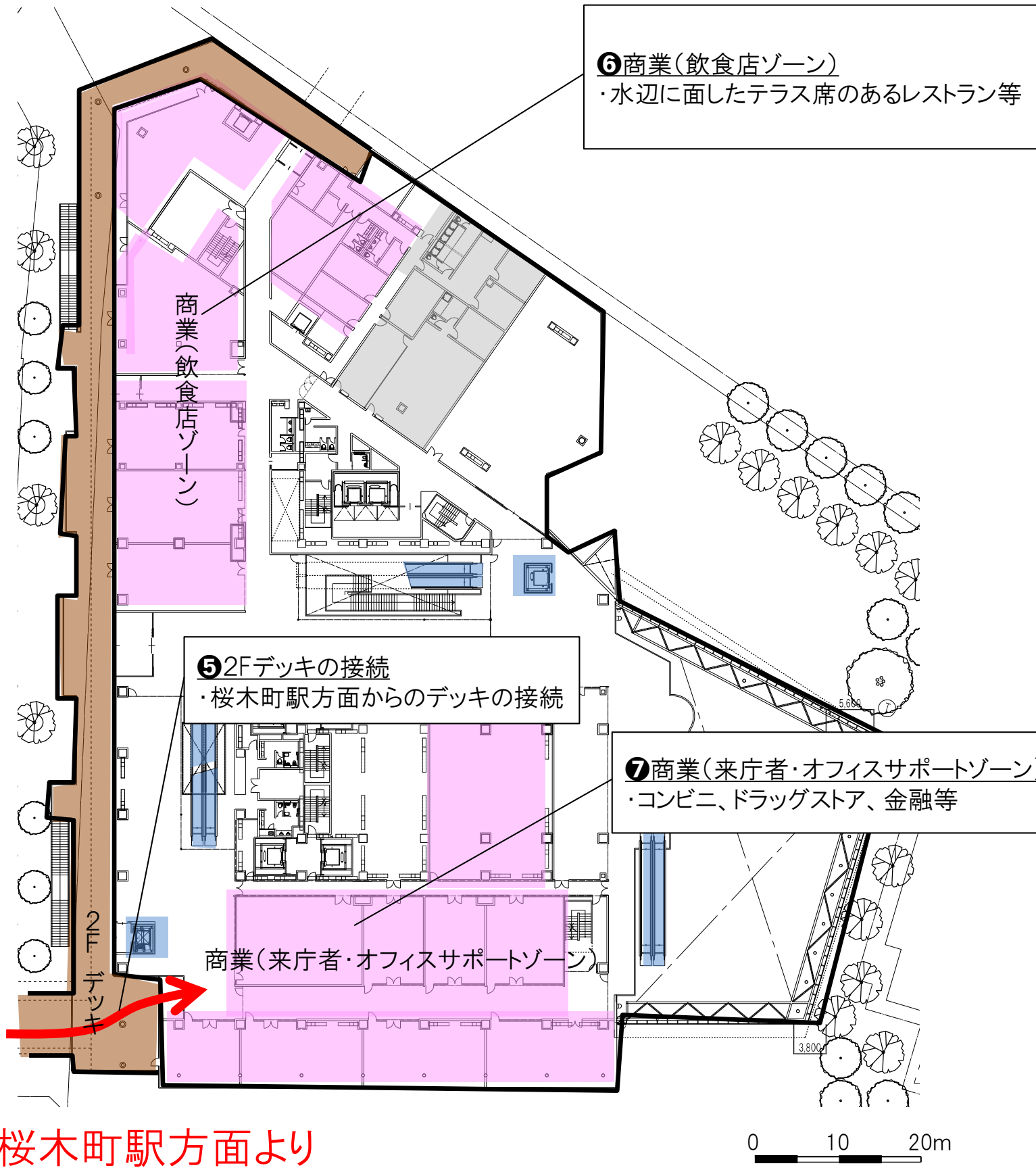
- ・行政部分は高層部に配置
- ・議場部分は高層部から独立した北側に配置
- ・アトリウムは高層部と隣接する横浜アイランドタワーとの間に配置



平面図(低層部:1階)

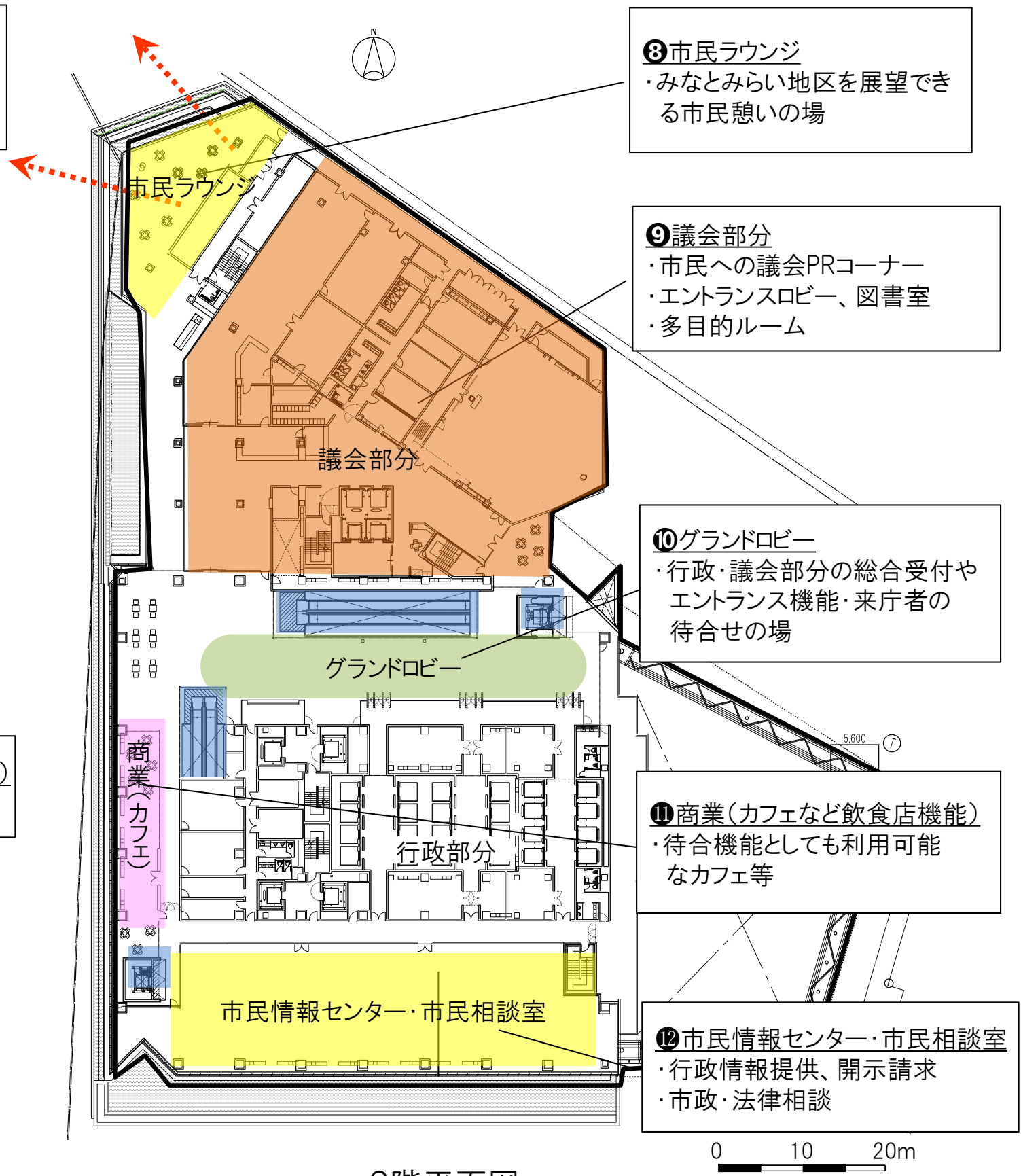


平面図(低層部:2、3階)



2階平面図

桜木町駅方面より

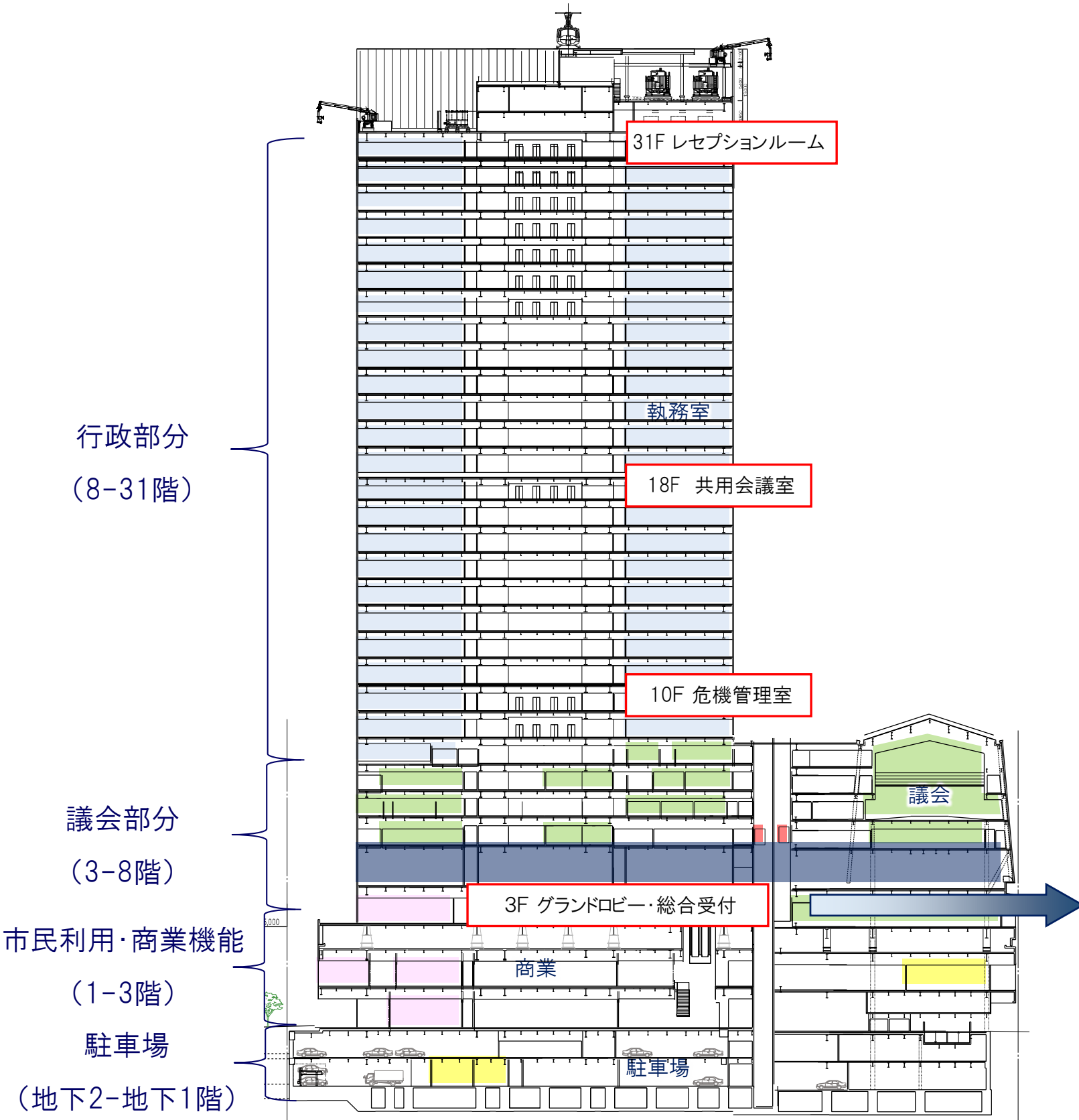


3階平面図

- : 歩行者動線
- : エレベーター、エスカレーター

※具体的な配置については、引き続き調整していきます。

①フロア構成



※行政機能の具体的な配置については、引き続き調整していきます。

②来庁者訪問の流れ(イメージ)

エレベーター／対応

- ・ゲート通過後、来庁者はエレベーターで目的階まで進みます。
- ・非窓口／窓口フロアでそれぞれ対応を受けます。



非窓口フロア(待合スペース)



窓口フロア(窓口カウンター)



3階グランドロビー(受付)

- ・来庁者は、訪問先の部署や目的とする行政サービスの内容を告げて、ゲストカードの貸与を受けます。(※不測の事態に備える必要がある場合を除き、記名は求めません。)



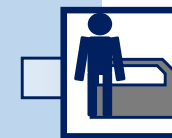
受付イメージ(高崎市役所)



ゲストカード

3階セキュリティゲート

- ・来庁者は受付で貸与されたゲストカードをゲートにかざし通過します。



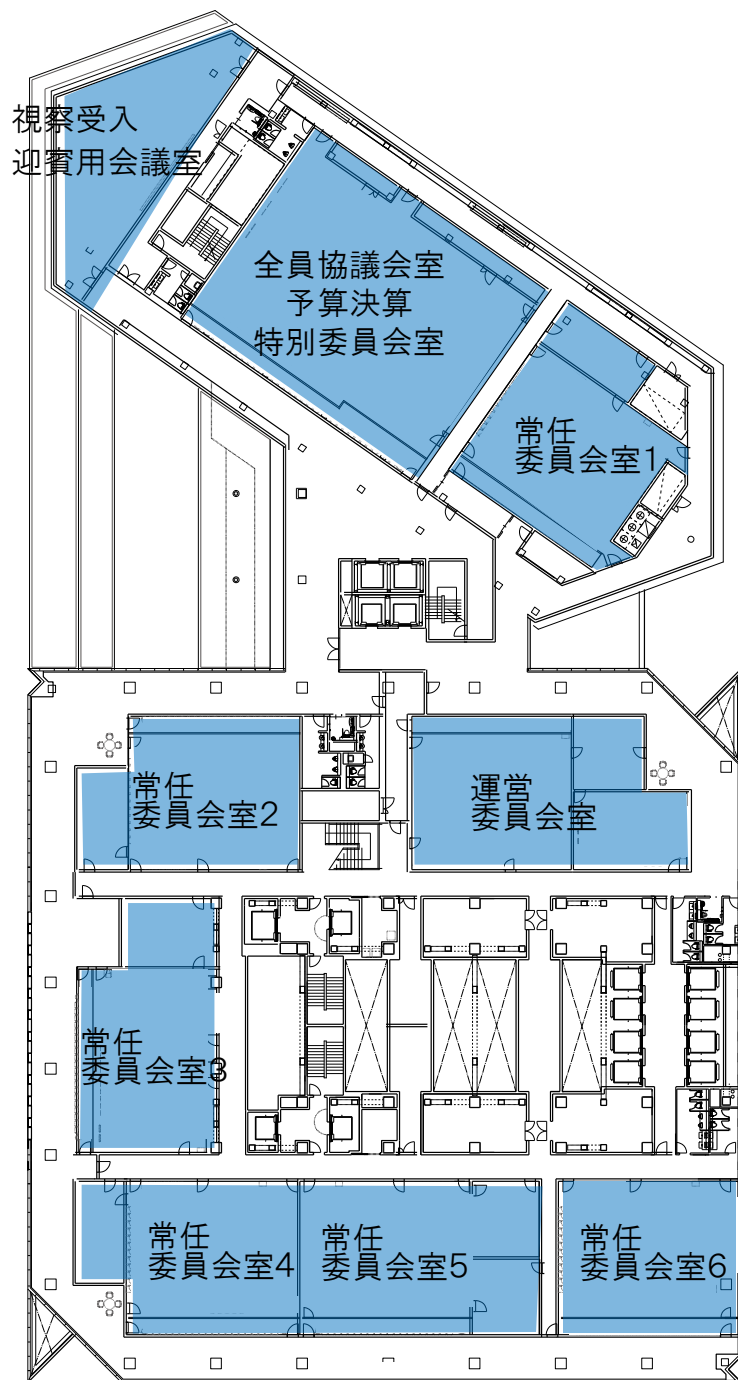
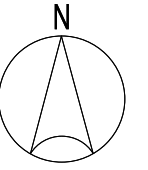
セキュリティゲート(横浜第二合同庁舎)



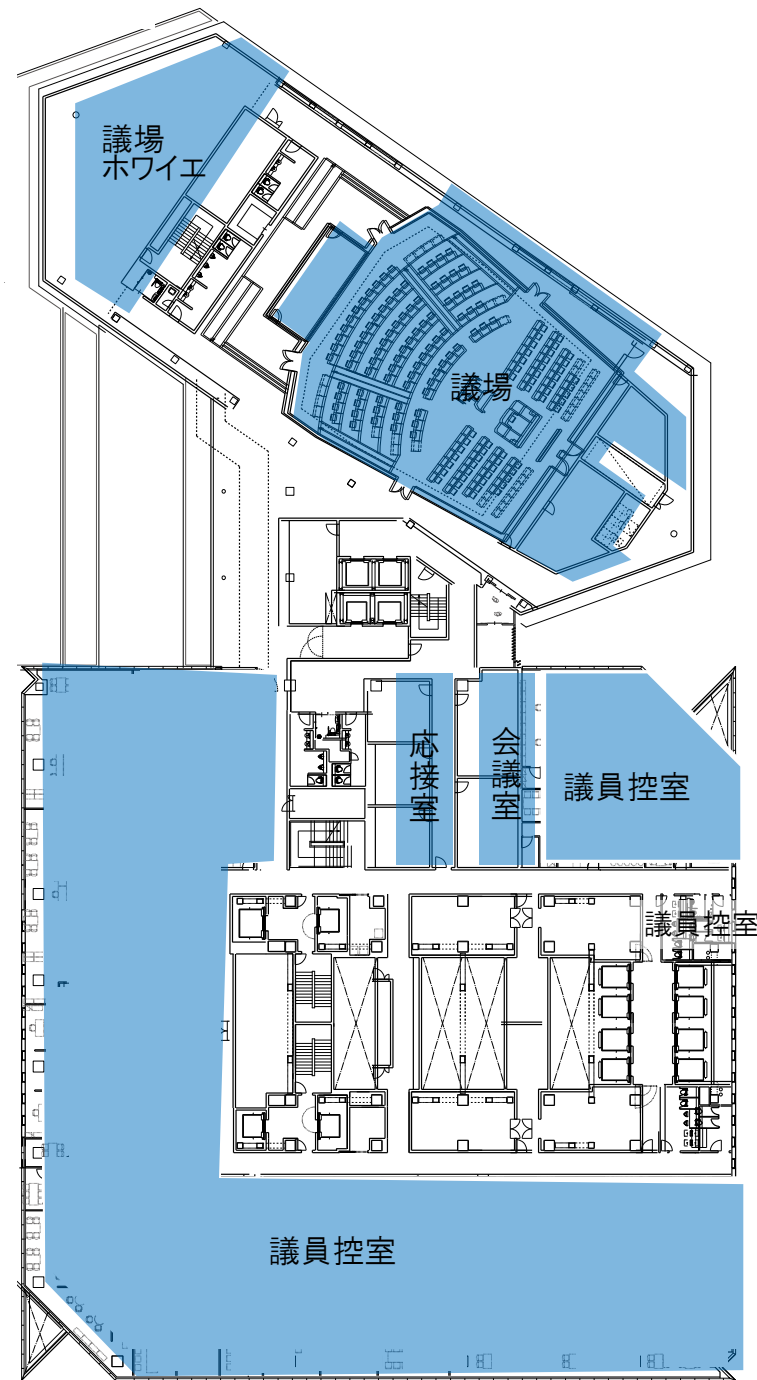
ICカード認証による入退館管理

※写真等はイメージです。

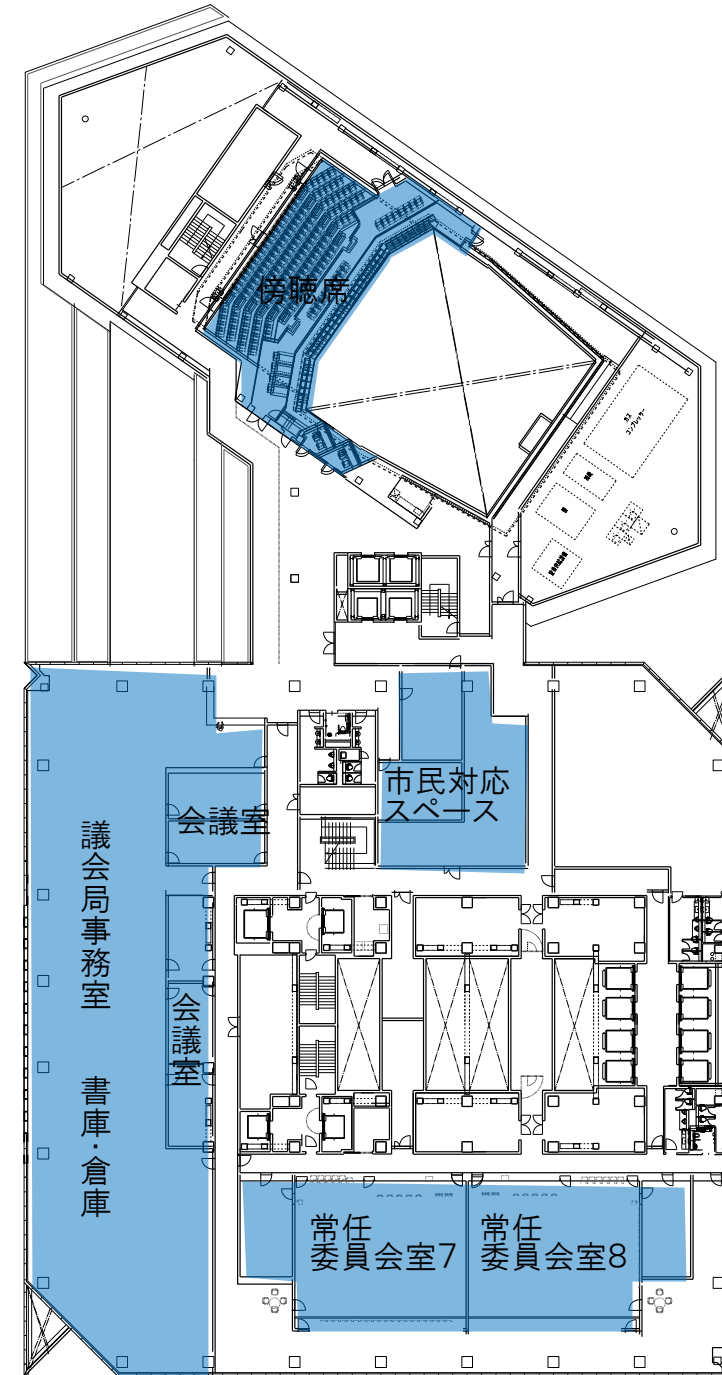
平面図(中層部:5~8階)



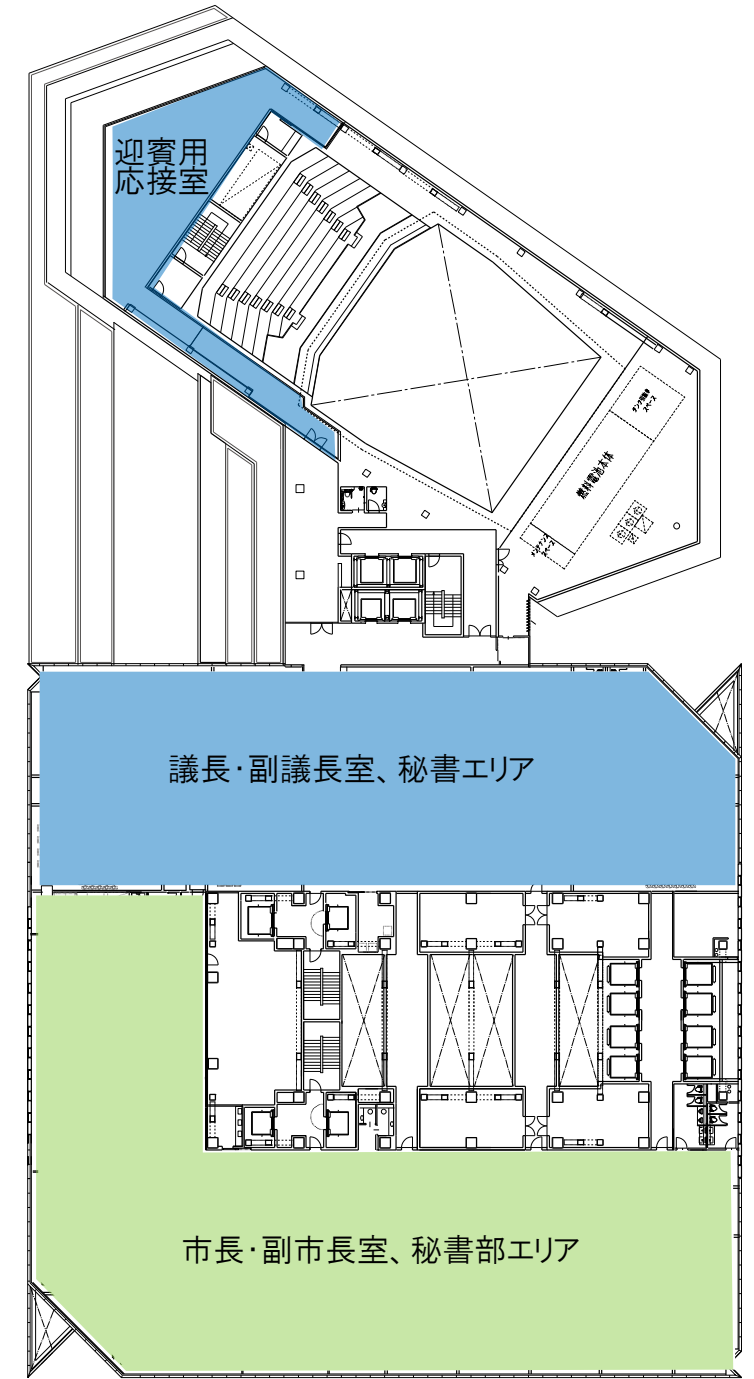
5階平面図



6階平面図



7階平面図



8階平面図

0 10 20m

※詳細なレイアウトについては、引き続き調整していきます。